

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることで、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めて参りました。本冊子は、こうした審査会の平成17事務年度（17年7月～18年6月）における取組みを、品質管理レビューに対する審査及び検査、調査審議、公認会計士試験の実施、諸外国の関係機関との協力、の各章にわけて取りまとめたものです。

平成17事務年度においては、ここ数年の会計監査を巡る情勢、国際的な監査人監督機関による監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、昨年10月に4大監査法人に対し早急な検査等の措置を講じる旨を公表し、4大監査法人への検査を実施しました。検査は本年6月末に終了し、検査結果を各法人に手交しました。また、検査結果の概要を、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性確保に資するよう取りまとめ、公表しました。審査会は、この検査結果に基づき、4大監査法人の全てに対し、公認会計士法に基づく業務改善指示を行うよう、金融庁長官に勧告しました。

この他、平成18年より、審査会は新しい制度による公認会計士試験を実施しています。公認会計士は、監査法人に所属するほか、企業、行政機関等、多くの分野で活躍していますが、会計監査の複雑化、多様化及び国際化により、深い専門的能力に加え、様々なバックグラウンドを持った公認会計士への社会のニーズが高まっています。こうした社会の要請を踏まえ、新試験制度においては、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目的とし、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置づけの変更などが行われています。

審査会は、今後も課された使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、国民の皆様から寄せられる期待に応えていきたいと考えています。

本冊子は、審査会の活動状況について取りまとめたものですが、これにより、審査会に対する国民の皆様の一層の理解が得られることを期待しております。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃